

# 浜田市建設工事成績評定基準

(平成 22 年 5 月 20 日制定)

## (目的)

第 1 この基準は、浜田市建設工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第 11 条の規定に基づき、浜田市の建設工事成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、評定要領の適正な施行を図ることを目的とする。

## (評定の対象)

第 2 評定要領第 2 条に規定する評定の対象のうち、維持修繕工事等で検査室長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

## (評定の方法)

第 3 評定要領第 5 条に規定する評定はつぎのとおり行うものとする。

- (1) 評定の採点は、様式第 1 号の工事成績採点表により行うものとする。ただし、建築住宅課が所管する建築工事に係る評定は、様式第 2 号によるものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、様式第 3 号の細目別評定点採点表により行うものとする。ただし、建築住宅課が所管する建築工事に係る評定は、様式第 4 号によるものとする。
- (3) 評定の審査項目及び細別の採点については、別紙 1「審査項目について」、別紙 2「審査項目別運用表」、別紙 3「工事成績の評定について」を使用するものとする。ただし、建築住宅課が所管する建築工事については、別紙 4「審査項目別運用表（公共建築工事）」及び別紙 5「施工プロセスチェックリスト（公共建築工事）」を使用するものとする。また、工事における「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関して請負者から実施状況について提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 検査員は中間検査、部分引渡し検査、竣工検査を実施したときに評定を行うものとする。又、監督職員は竣工検査を実施したときにそれぞれ評定を行うものとする。
- (5) 竣工検査を実施したとき、監督職員は、工事成績採点表に評定点を記入し検査員に提出し、検査員は監督職員から提出された工事成績採点表に評定点合計まで記入し、竣工検査復命書に添付するものとする。
- (6) 総合評価方式により入札を行った工事で減点の必要がある場合は、審査項目「法令遵守等」の評価において反映させるものとする。

## (評定結果の通知)

第 4 評定要領第 8 条に規定する評定結果の通知については、工事担当課長が当該工事の請負者へ遅滞なく行うものとする。

## (評定の修正)

第 5 評定者は、当該評定を修正する必要があると認められる事由が生じた場合は、当該評定を修正するものとし、第 3 及び第 4 の規定を準用するものとする。

## (説明請求の提出等)

第 6 工事担当課長は、評定要領第 9 条の規定により書面の提出を受けたときは、検査室長に速やかに報告するものとする。

## (説明請求に対する回答)

第 7 評定要領第 9 条第 2 項に規定する回答は、検査室長が行うものとする。

## 附 則

この基準は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。